

令和 8 年度・第 2 回 富士見市国民健康保険運営協議会 議事録

日 時	令和 8 年 7 月 2 3 日（木曜日）					開会 午後 3 時 0 0 分	閉会 午後 4 時 2 4 分
場 所	富士見市役所 2 階 市長公室						
出席者	委 員	吉野会長	池内委員	塩野委員	東海林委員	南委員	
		○	○	○	○	○	
		萩元委員	岡委員	濱田委員	根本委員	黒田委員	
		○	○	○	欠	欠	
		富士原委員	福本委員	宮嶋委員	高橋委員	石丸委員	
		○	○	欠	○	欠	
		鮫名委員	厚澤委員	三枝委員			
		○	○	○			
	事 務 局	市民部 保険年金課 収税課 健康増進センター					
公開・非公開	公開（傍聴者なし）						
会議録確認	会議録署名委員 塩野委員 萩元委員						

	数も増え、強化を図ってきたところです。収納率が下がった主な要因は、例年に比べ少額滞納者が増えたことであると分析しています。昨今の物価高騰により、食費などへの出費が増えるなどの状況もあり、例年よりも納付が遅れているケースなどが見受けられました。今後につきましても、さらなる納付勧奨の強化や口座振替の促進、少額滞納者に対する適切な差押え等の実施に取り組み、収納率の向上に努めてまいります。
事務局	一点付け加えさせていただきますが、令和6年度における富士見市の収納率は県内40市中3位となっております。令和7年度はまだ埼玉県が集計が出ていない状況ではありますが、令和6年度に比べて令和7年度の収納率は下がりましたが、県内市では上位にいるものと考えているところでございます。
委員	短期被保険者証の交付実績が令和5年度以降ないようです。短期被保険者証の交付は滞納者への納税を促す手段の一つだったと思いますが、現在はそのような対応はしていないということでしょうか。
事務局	短期被保険者証については従来の被保険者証が廃止され、マイナ保険証を基本とする仕組みになったことから、全国的な動きとして短期被保険者証の発行はなくなりました。
委員	税率改定をした結果、一般会計からの繰入れが減ったということですが、それ以外の方法で財政運営を改善するための方法を何か考えていらっしゃいますか。
事務局	市町村の取組内容によって交付額が増える保険者努力支援交付金をさらに獲得していくために、特定健診の受診率を上げていくなどの取組を行うとともに、収納率を向上するための取組を行っていきたいと考えております。また、今後も社会保険の適用拡大が続いていく中で、ある程度の収入のある方が国保から抜けていってしまうという状況が見込まれているところです。そうなっていくとますます国保の財政は厳しい状況になっていくことが見込まれますので、国庫負担の更なる増加について国に要望していきたいと考えております。
委員	国民健康保険税の軽減・減免状況について、軽減額・減免額が増えている傾向にありますが、それによって国民健康保険税の収益が悪化しているということでしょうか。また、軽減・減免のそれぞれの内容を教えていただきたいのですが。
事務局	7割・5割・2割の軽減は一定の所得以下の方について、担税力が低いということで軽減しているものですが、これは法定軽減になりますので、国などからその分の繰入金が入っている形になっており

	ます。また、減免については法定軽減以外で特別な事情により一時的に担税力が低下した方、例えば生活困窮や災害に遭った場合に減免を行っているものでございます。
会長	そのほかに、質疑はないでしょうか。 (なし) 質疑がなければ討論を行います。 (なし) 討論がなければ、採決いたします。諮問第1号に賛成の方の挙手を願います。 (挙手全員) 挙手全員であります。よって、諮問第1号は承認されました。 諮問第2号 令和8年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算について 事務局より令和8年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算について説明
会長	それでは、諮問第2号につきまして、質疑を受けます。 (なし) 質疑がなければ討論を行います。 (なし) 討論がなければ、採決いたします。諮問第2号に賛成の方の挙手を願います。 (挙手全員) 挙手全員であります。よって、諮問第2号は承認されました。 (2) 報告事項 令和8年度国民健康保険税の本算定について 事務局より令和8年度国民健康保険税の本算定について説明
会長	ただいまの報告について質疑を受けます。 (なし) 質疑がなければ報告事項は以上です。 6. その他 事務局より保険税水準の準統一について説明
会長	ただいまの説明について何かご意見、ご質問はございますか。
委員	準統一は収納率格差以外の統一と書いてありますが、完全統一後であっても収納率の差異は出てしまうと思います。準統一の収納率格差以外の統一とはどういう意味なのでしょうか。
事務局	完全統一は、例えば県内全て10パーセントで決めたらどこの市町

委員 事務局	村も 10 パーセントの税率になるというのが最終的な目標でございます。しかし、現時点では市町村の収納率は一定程度差がございますことから、例えば収納率の低い市町村は 11 パーセント 12 パーセントにし、逆に収納率の高い市町村は 8 パーセント 9 パーセントにするというのが準統一の期間でございます。 収納率格差以外を統一するということは、収納率については必ずしも一致しなくていいということでしょうか。 準統一の期間において、収納率を改善するように努めて、市町村ごとの格差を極力縮めた上で、現在の予定では令和 12 年度に完全統一を目指すということです。 7. 会議録の確認 会議録がまとめ次第、塩野委員と萩元委員に署名依頼 8. 閉会
------------------------------------	--